

「上牧町まちづくり基本条例検証結果報告書（答申案）」に関する パブリックコメントへの回答

意 見

I- (1)

【第6条関係】

「未成年の町民についても、…まちづくりに参画する権利を有します。」とあるが、未成年者はまちづくりの知識も経験もないので、「まちづくりでは、子どもたちの環境づくりも検討する」に改正した方が望ましいと考える。

I- (2)

【第18条関係】

まちづくりの立案・企画・予算・施行に関しては、専門的な知識を有する者の参画が必要と考える。

構成は産（企業人、プランナー、まちづくり開発業者）・官（行政の長、町議会議員、町職員）・学（学者、有識者、まちづくり専門職）・民（町民代表、まちづくり専門家）とした組織体制が望ましいと考える。

I- (3)

【第18条関係】

まちづくりには、総合的な知識、経験やアイデアが必要であり、リーダーの質が影響する。まず、全体の質を高める人材育成が必要である。

行政担当者、町議会議員、町職員、まちづくり担当町民の人材育成のための講演会や勉強会の実施が必要と考える。

回 答

I- (1)

第6条は、まちづくりにおける未成年の町民の権利を定めたもので、未成年の町民にもそれぞれの年齢や役割にふさわしいかたちで参画できる権利を有することを明らかにしたものととなります。

実際の取組事例として、第5次総合計画（後期基本計画）の策定にあたっては、小中学生にアンケートを実施しています。また、「子ども議会」や「一日町長体験」を実施しており、町政に関心を持ち、上牧町の将来について考える機会を作っていくことで、まちづくりに参画する意識が醸成され、未来を支える担い手の育成につながると考えます。

I- (2)

第18条は、計画的な町政運営を行うために、総合計画及びこれに基づく都市計画マスタープラン等を策定することを規定したものととなります。

各種計画の策定にあたっては、分野ごとに必要となる人材が変わってくることが想定されるため、委員構成は固定化せず、計画の分野に応じて必要な人材を確保していくことが適当と考えます。

I- (3)

第18条は、計画的な町政運営を行うために、総合計画及びこれに基づく都市計画マスタープラン等を策定することを規定したものととなります。

人材育成に関連する内容は、第10条（議員の役割と責務）及び第14条（町職員の責務）に記載されています。

それぞれの役割に応じて、必要な知識、技能の向上に努め、その能力が発揮されることで、参画と協働のまちづくりが推進されるものと考えます。

意 見

I- (4)

【第18条関係】

まちづくりにはマスタープランを必要とするが、そのためにはワークショップの実施が必要と考える。ワークショップに関する記載を追記してはどうか。

回 答

I- (4)

第18条は、計画的な町政運営を行うために、総合計画及びこれに基づく都市計画マスタープラン等を策定することを規定したもので、同条第2項においては、総合計画の策定、見直し並びに評価にあたっては、幅広く町民の参画を得て行うことが規定されています。

都市計画マスタープランを策定するうえで、町民参画手法としてワークショップ等を実施することは、様々な意見やアイデアを収集する有効な手段であると考えますので、策定時に対応していくことが適当と考えます。

I- (5)

【第37条関係】

まちづくりの立案、計画、予算編成及び施行時に、審査委員会を設けて専門的に審査し、答申を受けながら実施してはどうか。（審査委員会は別途規定する。）

I- (5)

第37条は、まちづくり基本条例による取組状況の評価とその結果の公表について定めたものです。

まちづくりについては、第3条（基本原則）で規定されているとおり、町民が参画し、議会及び執行機関と協働して行うことが基本と考えています。実際に計画の策定等を行う場合には、必要に応じて審議会等を設置し、専門的な意見を含め様々な意見を取りまとめていくことが適当と考えます。